

第107回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 57 号議案	人権擁護委員候補者の推薦について	8月30日提出※
第 58 号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）	8月30日提出
第 59 号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 60 号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 61 号議案	令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 62 号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 63 号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 64 号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 65 号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	8月30日提出
第 66 号議案	宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について	8月30日提出
第 67 号議案	宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について	8月30日提出
第 68 号議案	宍粟市観光駐車場条例の制定について	8月30日提出
第 69 号議案	宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8月30日提出
第 70 号議案	宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について	8月30日提出
第 71 号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について	8月30日提出
第 72 号議案	宍粟市遺跡公園条例の一部改正について	8月30日提出
第 73 号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について	8月30日提出

※については、人事案件のため当日に配布します。

議案番号	件 名	備 考
第 74 号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について	8 月 3 0 日提出
第 75 号議案	市道路線の変更について	8 月 3 0 日提出
第 76 号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 77 号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 78 号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 79 号議案	令和 3 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 80 号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 81 号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 82 号議案	令和 3 年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 83 号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
第 84 号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日提出
報告第 4 号	宍粟メイプル株式会社令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について	8 月 3 0 日提出
報告第 5 号	播磨いちのみや株式会社令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について	8 月 3 0 日提出
報告第 6 号	有限会社伊沢の里令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について	8 月 3 0 日提出
報告第 7 号	公益財団法人しろう森林王国観光協会令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について	8 月 3 0 日提出
報告第 8 号	公益財団法人宍粟市文化振興財団令和 3 年度決算書及び令和 4 年度事業計画書等の提出について	8 月 3 0 日提出
報告第 9 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8 月 3 0 日提出
報告第10号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	8 月 3 0 日提出

第 57 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所 [REDACTED]

氏 名

生年月日

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

氏 主な経歴等

[illegible]

第58号議案

令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ726,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,568,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入		款	項	補正前の額	補正額	計
10	地方特例交付金			24,242	3,756	27,998
	1 地方特例交付金			24,242	3,756	27,998
11	地方交付税			9,660,000	△135,695	9,524,305
	1 地方交付税			9,660,000	△135,695	9,524,305
13	分担金及び負担金			83,030	50	83,080
	1 分担金			11,303	50	11,353
14	使用料及び手数料			334,968	2,500	337,468
	1 使用料			245,655	2,500	248,155
15	国庫支出金			2,912,778	141,508	3,054,286
	1 国庫負担金			1,372,871	4,928	1,377,799
	2 国庫補助金			1,527,551	136,580	1,664,131
16	県支出金			1,612,607	32,463	1,645,070
	2 県補助金			685,516	32,463	717,979
17	財産収入			157,333	21,635	178,968
	1 財産運用収入			88,233	21,635	109,868
18	寄附金			310,401	14,060	324,461
	1 寄附金			310,401	14,060	324,461
19	繰入金			397,847	△22,819	375,028
	1 基金繰入金			397,847	△22,819	375,028
20	繰越金			4,546	628,848	633,394
	1 繰越金			4,546	628,848	633,394
21	諸収入			827,935	60,029	887,964
	4 雑収入			473,986	60,029	534,015
22	市債			1,854,000	△20,062	1,833,938
	1 市債			1,854,000	△20,062	1,833,938
歳 入		合 計		23,842,662	726,273	24,568,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	1 議 会 費	148,852	1,241	150,093
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	148,852	1,241	150,093
	2 徴 税 費	2,955,468	56,644	3,012,112
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	2,523,409	59,591	2,583,000
	4 選 挙 費	204,020	151	204,171
	5 統 計 調 査 費	165,099	△2,570	162,529
	6 監 査 委 員 費	38,201	350	38,551
		5,240	△429	4,811
		19,499	△449	19,050
3 民 生 費		7,348,861	203,371	7,552,232
	1 社 会 福 祉 費	4,001,638	146,739	4,148,377
	2 児 童 福 祉 費	3,021,865	31,381	3,053,246
	3 生 活 保 護 費	325,357	25,251	350,608
4 衛 生 費		2,855,389	30,258	2,885,647
	1 保 健 衛 生 費	1,317,695	20,982	1,338,677
	2 清 掃 費	1,150,741	2,854	1,153,595
	3 水 道 費	386,953	6,422	393,375
5 農 林 水 産 業 費		1,197,893	86,954	1,284,847
	1 農 業 費	734,420	69,191	803,611
	2 林 業 費	460,329	17,763	478,092
6 商 工 費		1,347,589	△52,992	1,294,597
	1 商 工 費	1,347,589	△52,992	1,294,597
7 土 木 費		2,376,569	20,356	2,396,925
	1 土 木 管 理 費	262,653	△12,307	250,346
	2 道 路 橋 梁 費	591,890	40,911	632,801
	4 都 市 計 画 費	58,991	△8,567	50,424

款		項	補正前の額	補正額	計
7 土 木	費	5 下 水 道 費	1,434,941	△2,323	1,432,618
		6 住 宅 費	21,274	2,642	23,916
8 消 防	費	1 消 防 費	917,510	9,951	927,461
			917,510	9,951	927,461
9 教 育	費		2,205,522	△21,709	2,183,813
		1 教 育 総 務 費	636,277	△24,394	611,883
		3 中 学 校 費	118,753	1,705	120,458
		4 幼 稚 園 費	86,281	△14,668	71,613
		5 社 会 教 育 費	348,650	6,583	355,233
		6 保 健 体 育 費	596,855	9,065	605,920
10 災 害 復 旧 費	費		25,440	3,600	29,040
		1 農林水産業施設災害復旧費	25,439	400	25,839
		2 公共土木施設災害復旧費	1	3,200	3,201
11 公 債	費		2,433,374	388,599	2,821,973
		1 公 債 償 費	2,433,374	388,599	2,821,973
歳 出	合 計		23,842,662	726,273	24,568,935

(単位：千円)

(単位：千円)

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正				
追 加		(単位：千円)		
事 項	期 間	限 度 額		
波 賀 生 活 圏 抛 点 施 設 工 事 設 計 監 理 業 務 委 託 (契 約 変 更)	令 和 5 年 度	3,002		
波 賀 生 活 圏 抛 点 施 設 工 事	令 和 5 年 度	542,490		

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更			
(単位：千円)			
起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額	
公 共 施 設 整 備 事 業	79,100	101,600	
土 木 施 設 整 備 事 業	20,400	20,900	
過 疎 対 策 事 業	1,058,500	1,084,500	
臨 時 財 政 対 策 債	231,000	161,938	

1 総括 歳入歳出補正予算書 別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	24,242	3,756	27,998
11 地方交付税	9,660,000	△135,695	9,524,305
13 分担金及び負担金	83,030	50	83,080
14 使用料及び手数料	334,968	2,500	337,468
15 国庫支出金	2,912,778	141,508	3,054,286
16 県支支出金	1,612,607	32,463	1,645,070
17 財産収入	157,333	21,635	178,968
18 寄附金	310,401	14,060	324,461
19 繰入金	397,847	△22,819	375,028
20 繰越金	4,546	628,848	633,394
21 諸収入	827,935	60,029	887,964
22 市債	1,854,000	△20,062	1,833,938
歳入合計	23,842,662	726,273	24,568,935

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	議 会 費	148,852	1,241	150,093				1,241
2	総 務 費	2,955,468	56,644	3,012,112	7,059	40,500	24,338	△15,253
3	民 生 費	7,348,861	203,371	7,552,232	122,953		9,381	71,037
4	衛 生 費	2,855,389	30,258	2,885,647	5,146		302	24,810
5	農 林 水 産 業 費	1,197,893	86,954	1,284,847	60,060			26,894
6	商 工 費	1,347,589	△52,992	1,294,597	△30,852		△21,075	△1,065
7	土 木 費	2,376,569	20,356	2,396,925	7,041	8,500	3,009	1,806
8	消 防 費	917,510	9,951	927,461	736		△273	9,488
9	教 育 費	2,205,522	△21,709	2,183,813	1,828		5,199	△28,736
10	災 害 復 旧 費	25,440	3,600	29,040				3,600
11	公 債 費	2,433,374	388,599	2,821,973			△4,714	393,313
歳 出 合 計		23,842,662	726,273	24,568,935	173,971	49,000	16,167	487,135

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	24,242	3,756	27,998	1 地方特例交付金	3,756	地方特例交付金
計	24,242	3,756	27,998			3,756

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	9,660,000	△135,695	9,524,305	1 地方交付税	△135,695	普通交付税 特別交付税
計	9,660,000	△135,695	9,524,305			△146,695 11,000

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

3 土木費分担金	2,500	50	2,550	1 土木管理費分担金	50	県営急傾斜地崩壊対策事業分担金
計	11,303	50	11,353			50

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

5 商工使用料	915	2,500	3,415	1 商工使用料	2,500	しろう山崎観光駐車場使用料
計	245,655	2,500	248,155			2,500

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

2 衛生費国庫負担金	131,865	4,928	136,793	1 保健衛生費負担金	4,928	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,372,871	4,928	1,377,799			4,928

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	465,233	122,342	587,575	1 総務管理費補助金	122,342	社会保障・税番号制度システム整備事業補助金 個人番号カード事務費補助金交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
						396 1,334 120,612

(款) 15 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	757,136	14,238	771,374	1 社会福祉費補助金	14,238	地域女性活躍推進交付金 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（成年後見制度分）
計	1,527,551	136,580	1,664,131			△263 14,300 201
(款) 16 県支出金						
(項) 2 県補助金						
1 総務費県補助金	9,920	14,819	24,739	1 総務管理費補助金	14,819	ひょうご地域創生交付金
2 民生費県補助金	181,128	3,500	184,628	1 社会福祉費補助金	3,500	地域介護拠点整備補助事業補助金
4 農林水産業費県補助金	454,946	13,880	468,826	1 農業費補助金	13,880	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 農地利用効率化等支援交付金 新規就農者育成総合対策交付金
9 消防費県補助金	0	264	264	1 消防費補助金	264	福祉避難所運営強化促進モデル事業補助金
計	685,516	32,463	717,979			264
(款) 17 財産収入						
(項) 1 財産運用収入						
1 財産貸付収入	48,426	21,635	70,061	2 物品貸付収入	21,635	光ファイバ施設貸付収入
計	88,233	21,635	109,868			21,635
(款) 18 寄附金						
(項) 1 寄附金						
5 教育費寄附金	50,500	2,000	52,500	3 社会教育費寄附金	2,000	社会教育指定寄附金
6 衛生費寄附金	0	60	60	1 保健衛生総務費寄附金	60	保健衛生総務指定寄附金
7 総務費寄附金	0	2,000	2,000	1 財産管理費寄附金	2,000	財産管理指定寄附金
一般会計						15 国庫支出金

(単位：千円)

(款) 18 寄附金			(項) 1 寄附金			節		説 明	(単位：千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金 額				
8 商工費寄附金	0	10,000	10,000	1 観光振興費寄附金	10,000	観光振興指定寄附金		10,000	
計	310,401	14,060	324,461						
(款) 19 繰入金			(項) 1 基金繰入金						
2 公共施設等整備基金繰入金	51,787	△26,118	25,669	1 公共施設等整備基金繰入金	△26,118	公共施設等整備基金繰入金		△26,118	
4 交通安全対策基金繰入金	11,520	10,000	21,520	1 交通安全対策基金繰入金	10,000	交通安全対策基金繰入金		10,000	
5 デジタル社会推進基金繰入金	22,541	242	22,783	1 デジタル社会推進基金繰入金	242	デジタル社会推進基金繰入金		242	
6 ブナ基金繰入金	279,265	△6,943	272,322	1 ブナ基金繰入金	△6,943	ブナ基金繰入金		△6,943	
計	397,847	△22,819	375,028						
(款) 20 繰越金			(項) 1 繰越金						
1 繰越金	4,546	628,848	633,394	1 前年度繰越金	628,848	前年度繰越金		628,848	
計	4,546	628,848	633,394						
(款) 21 諸収入			(項) 4 雑入						
5 過年度収入	1	2,027	2,028	1 過年度収入	2,027	前年度重度障害者医療費助成事業精算県補助金 前年度高齢重度障害者医療費助成事業精算県補助金 前年度未熟児養育医療費助成事業精算県補助金 前年度特別障害者手当等給付費精算負担金 前年度介護保険低所得者保険料軽減負担金 前年度高齢期移行医療費助成事業精算県補助金		24 326 23 111 1,542 1	
7 雑入	348,493	58,002	406,495	1 総務費雑入	5,455	公有建物災害共済金		4,961	

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						過年度新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金返還負担金 494
				2 民生費雑入	55,244	前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 前年度後期高齢健診事業費補助金 54,508 736
				5 商工費雑入	△2,697	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備費負担金 伊沢の里指定管理納付金 フォレストステーション波賀指定管理納付金 △4,714 696 1,321
計	473,986	60,029	534,015			

(款) 22 市債						
(項) 1 市債						
1 総務債	385,600	40,500	426,100	1 総務管理債	40,500	合併特例事業債（公共施設整備事業） 過疎対策事業債（公共施設整備事業） 22,500 18,000
6 土木債	277,400	8,500	285,900	1 土木管理債	500	緊急自然災害防止対策債（急傾斜地崩壊対策事業） 500
				2 道路橋梁債	8,000	過疎対策事業債（道路橋梁整備事業） 8,000
9 臨時財政対策債	231,000	△69,062	161,938	1 臨時財政対策債	△69,062	臨時財政対策債 △69,062
計	1,854,000	△20,062	1,833,938			

3 歳 出

(単位：千円)

(項) 1 議会費

(款) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1議会費	148,852	1,241	150,093				1,241	2給料	127	一般職給料	127
								3職員手当等	789	扶養手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 管理職手当 住居手当	18 73 59 100 237 624 △322
								4共済費	325	共済組合納付金	325
計	148,852	1,241	150,093				1,241				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	940,080	1,900	941,980				1,900	1 報酬	会計年度任用職員報酬	57
								2 給料	一般職給料	△5,634
								3 職員手当等	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当	252 △907 26 △845 △1,089 1,464 △2,193 △400
								4 共済費	共済組合納付金 共済追加費用 会計年度任用職員社会保険料等	1,615 △1,500 28

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				補正額			区分	金額		
				国県支出金	特定財源					
					地方債	財源その他				
						一般財源	8旅	△123	会計年度任用職員通勤費用弁償	△123
							13使用料及び賃借料	561	物品借上料	561
							18負担金、補助金及び交付金	10,588	特別職退職手当組合負担金 退職手当組合負担金 互助会補助金	232 10,243 113
3財政管理費	7,271	4,329	11,600	4,329			24積立金	4,329	減債基金積立金	4,329
4会計管理費	8,544	44	8,588			44	1報酬	1	会計年度任用職員報酬	1
							4共済費	2	会計年度任用職員社会保険料等	2
							8旅費	41	会計年度任用職員通勤費用弁償	41
5財産管理費	162,770	6,320	169,090	64	2,000	4,256	10需用費	433	施設修繕料	433
							12委託料	2,416	登記業務委託料 石碑等作製業務委託料	1,382 1,034
							14工事請負費	3,471	電気設備工事費 施設撤去工事費 設備等整備工事費	1,606 462 1,403
6企画費	197,287	42,265	239,552		40,500	1,639	7報償費	111	委員謝礼	111
							8旅費	12	普通旅費	12
							11役務費	241	建築確認申請手数料	241

(単位：千円)

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12委託料	△1,269	設計監理業務委託料	△1,269
								14工事請負費	42,673	施設整備工事費	42,673
								22償還金、利子及び割引料	497	過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金	497
8防犯・交通安全対策費	10,973	28	11,001				28	24積立金	28	交通安全対策基金積立金	28
9地域振興費	300,750	0	300,750	936		△936				財源更正	
10情報管理費	178,996	2,205	181,201				2,205	18負担金、補助及び交付金	2,205	協議会等負担金	2,205
11高度情報通信費	287,909	2,500	290,409			21,635	△19,135	1報酬	2,048	会計年度任用職員報酬	2,048
								3職員手当等	152	会計年度任用職員期末手当	152
								4共済費	279	会計年度任用職員社会保険料等	279
								8旅費	334	会計年度任用職員通勤費用弁償	334
								24積立金	△313	デジタル社会推進基金積立金	△313
計	2,523,409	59,591	2,583,000	5,329	40,500	24,338	△10,576				

(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費

1 税務総務	124,106	622	124,728			622	2給料	△1,634	一般職給料 △1,634
--------	---------	-----	---------	--	--	-----	-----	--------	-----------------

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
費							3職員手当等	160	扶養手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当	△258 311 306 △500 144 480 △363 40	
							4共済費	2,096	共済組合納付金	2,096	
2賦課徴収費	79,914	△471	79,443				△471	1報酬	△477	会計年度任用職員報酬	△477
								4共済費	6	会計年度任用職員共済組合納付金	6
計	204,020	151	204,171				151				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	165,099	△2,570	162,529	1,730		△4,300	1報 酬	864	会計年度任用職員報酬	864
							2給 料	△2,057	一般職給料	△2,057
							3職員手当等	△2,026	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当	△120 △417 54 △319 △436 △684 336 △440
							4共済費	△42	共済組合納付金	△163

(単位：千円)

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(款) 2 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
							一般財源			会計年度任用職員社会保険料等 121
								8 旅 費	295	会計年度任用職員通勤費用弁償 295
								12 委 託 料	396	システム改修業務委託料 396
計	165,099	△2,570	162,529	1,730			△4,300			

(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費

1選挙管理委員会費	6,362	350	6,712				350	300	時間外勤務手当 300
計	38,201	350	38,551				350	50	共済組合納付金 50

(項) 5 統計調査費

(款) 2 総務費

1統計調査総務費	4,289	△429	3,860				△429	△139	一般職給料 △139
計	5,240	△429	4,811				△429	△275	期末手当 △153 勤勉手当 △100 通勤手当 △22
								△15	共済組合納付金 △15

(項) 6 監査委員費

(款) 2 総務費

1監査委員費	19,499	△449	19,050				△449	△73	一般職給料 △73
								△372	扶養手当 180

(款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										△6 △8 △236 △624 322 期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 住居手当
								4 共 済 費	△4	共済組合納付金 △4
計	19,499	△449	19,050				△449			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	804,765	132,912	937,677	125,873			7,039	1 報 酬	504	会計年度任用職員報酬	504
								2 給 料	△1,659	一般職給料	△1,659
								3 職員手当等	△1,363	扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当	△276 △366 △196 △463 △42 △20
								4 共 済 費	9	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	△81 90
								7 報 償 費	402	委員謝礼	402
								8 旅 費	6	会計年度任用職員通勤費用弁償	6
								10 需 用 費	234	文具消耗器材	234
								11 役 務 費	895	郵便料	895

一般会計 2 総務費

(単位：千円)

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債				その他		
							12委託料	9,843	システム構築業務委託料 印刷・発送業務等委託料	600 9,243	
							18負担金、補助及び交付金	111,700	しそ生活困窮世帯自立応援給付金 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 しそ冬季生活支援特別給付金 住民税非課税世帯等に対する生活支援金	△100 14,300 74,000 23,500	
							19扶助費	2,400	自宅療養者支援費	2,400	
							22償還金、利子及び割引料	9,397	前年度生活困窮者自立支援事業費等国庫負担金精算返還金 前年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金精算返還金	7,999 1,398	
							27繰出金	544	国民健康保険事業特別会計繰出金(職員給与費等分) 国民健康保険事業特別会計繰出金(出産育児一時金分) 国民健康保険事業特別会計繰出金(国保財政安定化支援事業分)	△3,068 3,080 532	
2 老人福祉費	104,087	3,500	107,587	3,500			18負担金、補助及び交付金	3,500	地域介護拠点整備事業補助金	3,500	
3 社会福祉施設費	113,170	2,238	115,408	△4,696	6,881	53	3職員手当等	△91	扶養手当 期末手当	△78 △13	
							4 共済費	144	共済組合納付金	144	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
							一般財源	14 工事請負費	1,960	施設改修工事費	1,960
								17 備品購入費	225	備品購入費	225
4障害者福祉費	117,941	837	118,778				837	22償還金、利子及び割引料	837	前年度障害児入所給付費国庫負担金精算返還金	837
5障害者総合支援費	1,172,291	3,599	1,175,890				3,599	1 報酬	79	会計年度任用職員報酬	79
								2 給料	61	会計年度任用職員給料	61
								3 職員手当等	31	会計年度任用職員期末手当	31
								4 共済費	26	会計年度任用職員共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	4 22
								8 旅費	△297	会計年度任用職員通勤費用弁償	△297
								18 負担金、補助及び交付金	9	会計年度任用職員退職手当組合負担金	9
								22 償還金、利子及び割引料	3,690	前年度障害者自立支援給付費県費負担金精算返還金 前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金 前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金	1,200 2,399 91
6在宅介護支援費	858,056	3,149	861,205				3,149	27 繰出金	3,149	介護保険事業特別会計繰出金	3,149
8高齢期移行医療助	5,517	30	5,547				30	22 償還金、利子及び割引料	30	前年度高齢期移行医療費助成事業県補助金精算返還金	30

一般会計

3 民生費

(単位：千円)

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
成費											
10障害者医療助成費	101,990	56	102,046				56	22償還金、利子及び割引料	56	前年度重度障害者医療費助成事業 県補助金精算返還金	56
11母子等医療助成費	10,721	414	11,135				414	22償還金、利子及び割引料	414	前年度母子家庭等医療費助成事業 県補助金精算返還金	414
12人権推進費	21,878	4	21,882	680			△676	4共済費	4	会計年度任用職員社会保険料等	4
計	4,001,638	146,739	4,148,377	125,357		6,881	14,501				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	48,793	5,813	54,606			5,813	1報酬	1,083	会計年度任用職員報酬	1,083
							2給料	2,301	一般職給料	2,301
							3職員手当等	1,029	扶養手当	△438
									期末手当	855
									会計年度任用職員期末手当	△186
							4共済費	993	勤勉手当	750
									時間外勤務手当	100
									通勤手当	△10
									住居手当	△42
									共済組合納付金	1,280
							8旅費	190	会計年度任用職員共済組合納付金	6
									会計年度任用職員社会保険料等	△293
									会計年度任用職員通勤費用弁償	190

(単位：千円)

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	特定財源				
				国県支出金	地方債	その他			通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当 △477 1,224 △239 120
							4共	済費	共済組合納付金 6
							10需	用費	文具消耗器材 388
							14工	事請負費	電気設備工事費 164
							17備	品購入費	公用車購入費 備品購入費 2,600 1,354
							11役	務費	郵便料 △4
5児童手当 等支給費	623,565	39,392	662,957	△2,404			18負	担金、補助 及び交付金	しそ子育て世帯への臨時特別給 付金 △100 ひとり親世帯しそ応援金 △2,300
							22償	還金、利子 及び割引料	前年度児童手当県費負担金精算返 還金 45 前年度児童扶養手当支給費負担金 返還金 28 前年度児童手当国庫負担金精算返 還金 792 前年度子育て世帯への臨時特別給 付金国庫補助金精算返還金 21,255 前年度子育て世帯生活支援特別給 付金国庫補助金清算返還金 19,676
							22償	還金、利子 及び割引料	前年度こども医療費助成事業県補 助金精算返還金 389

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	財 源 そ の 他						
費										前年度乳幼児等医療費助成事業県補助金精算返還金	906	
7少子化対策事業費	699,019	7,546	706,565			2,500	5,046	18負担金、補助及び交付金	2,500	妊活カップル応援金	2,500	
								22償還金、利子及び割引料			前年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全) 精算返還金	767
											前年度子ども・子育て支援交付金(ファミリーサポート) 精算返還金	52
											前年度子ども・子育て支援交付金(子育て支援拠点) 精算返還金	419
											前年度子ども・子育て支援交付金(利用者支援事業) 精算返還金	1,453
											前年度母子保健衛生費国庫補助金精算返還金	610
											前年度子ども・子育て支援体制整備総合推進補助金精算返還金	88
計	3,021,865	31,381	3,053,246			2,500	31,285		前年度子育てのための施設等利用給付費国庫負担金精算返還金	1,102		
									前年度子育てのための施設等利用給付費県負担金精算返還金	551		
									前年度子ども・子育て支援交付金(病児・病後児保育) 精算返還金	4		

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費						
1生活保護総務費	39,051	25,251	64,302		25,251	100
						100
						422
						422

一般会計

3 民生費

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								22償還金、利子及び割引料	24,729	前年度生活保護費国庫負担金精算返還金 21,852 前年度生活保護費県負担金精算返還金 2,877
計	325,357	25,251	350,608				25,251			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費									
1保健衛生 総務費	899,774	8,127	907,901	885	302	6,940	2給	料	一般職給料 会計年度任用職員給料
							3職員手当等	△548	△2,305 1,757
								△895	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員時間外勤務手当 通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当
							4共済費	2,845	△420 44 311 219 70 164 △1,164 △309 190
									共済組合納付金 会計年度任用職員共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等
							8旅費	148	2,422 356 67
							10需用費	△119	会計年度任用職員通勤費用弁償
									文具消耗器材 機械器具燃料代
							11役務費	△279	△109 △10
									物品等運搬手数料
									△279

(単位：千円)

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財源		一般財源	区分	金額	
					地方債	その他				
費							4 共 済 費	178	共済組合納付金	178
2塵芥処理費	248,704	2,467	251,171				12 委託料	2,467	指定ごみ袋等作業業務委託料	2,467
3し尿処理費	114,079	17	114,096				17 3 職員手当等	△60	期末手当 児童手当	60 △120
							4 共 済 費	77	共済組合納付金	77
4地域生活排水施設費	204,071	△8	204,063				4 共 済 費	△8	会計年度任用職員社会保険料等	△8
計	1,150,741	2,854	1,153,595					2,854		

(項) 3 水道費

(款) 4 衛生費

1 水道施設費	386,953	6,422	393,375	△667			7,089	18 負担金、補助及び交付金	6,422	水道事業特別会計補助金 6,422
計	386,953	6,422	393,375	△667			7,089			

(項) 1 農業費

(款) 5 農林水産業費

1 農業委員会費	41,814	2,222	44,036				2,222	2 給料	1,266	一般職給料 1,266
								3 職員手当等	439	扶養手当 △264 期末手当 325 勤勉手当 234 時間外勤務手当 250 通勤手当 △226 児童手当 120

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4 共済費	共済組合納付金	517	517
2 農業総務費	142,313	6,407	148,720				6,407	2 給料	一般職給料	1,076	1,076
								3 職員手当等	扶養手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 住居手当 児童手当	3,249	174 629 216 1,700 580 △45 △5
								4 共済費	共済組合納付金	2,082	2,082
								1 報酬	会計年度任用職員報酬	1,482	1,482
								4 共済費	会計年度任用職員社会保険料等	270	270
3 農業振興費	269,516	60,060	329,576					8 旅費	会計年度任用職員通勤費用弁償	144	144
								10 需用費	文具消耗器材	200	200
								11 役務費	郵便料	510	510
								18 負担金、補助及び交付金	強い農業・担い手づくり支援事業補助金 農地利用効率化等支援交付金 新規就農者育成総合対策交付金 肥料高騰対策支援金 肥料転換支援金 堆肥散布機導入補助金	57,454	△1,500 3,110 12,270 25,222 7,072 11,280
								2 給料	一般職給料	△4,454	△4,454
7 地籍調査	206,683	502	207,185				502				

一般会計

5 農林水産業費

(単位：千円)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
費							3職員手当等	△1,650	期末手当 勤勉手当 通勤手当	△827 △689 △134
							4共済費	△1,053	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	△1,073 20
							8旅費	159	会計年度任用職員通勤費用弁償	159
							22償還金、利子及び割引料	7,500	前年度地籍調査事業補助金返還金	7,500
計	734,420	69,191	803,611	60,060						

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

1林業総務費	101,294	1,817	103,111				2給料	416	一般職給料	416
							3職員手当等	1,292	扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 児童手当	480 203 111 298 200
							4共済費	109	共済組合納付金	109
							1報酬	435	会計年度任用職員報酬	435
2林業振興費	254,659	15,946	270,605				4共済費	42	会計年度任用職員社会保険料等	42
							8旅費	7	会計年度任用職員通勤費用弁償	7
							24積立金	15,462	森林環境譲与税基金積立金	15,462

(款) 5 農林水産業費 (項) 2 林業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	460,329	17,763	478,092				17,763			

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費									
1 商工総務費	78,254	△1,098	77,156				△1,098	2 給	一般職給料
								3 職員手当等	△804
								4 共済費	△523
								1 報酬	△258 △206 △135 336 △260
3 観光振興費	94,605	12,553	107,158				1,984	3 職員手当等	229
								18 負担金、補助及び交付金	36
								24 積立金	8
								14 工事請負費	2,509
4 観光施設費	655,561	△64,447	591,114				△31,644	12 委託料	10,000
								14 工事請負費	549
								18 負担金、補助及び交付金	△1,355 △63,641
								24 積立金	△63,641
計	1,347,589	△52,992	1,294,597				△21,075		

(款) 7 土木費 (項) 1 土木管理費									
1 土木総務	262,653	△12,307	250,346				500	50	△7,381

一般会計 5 農林水産業費

(款) 7 土木費 (項) 1 土木管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
費							3職員手当等	△4,705	扶養手当 △617 期末手当 △1,744 勤勉手当 △1,286 通勤手当 △432 管理職手当 △396 住居手当 △330 児童手当 100	
							4共済費	△721	共済組合納付金	△721
							18負担金、補助及び交付金	500	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	500
計	262,653	△12,307	250,346		500	50				

(款) 7 土木費 (項) 2 道路橋梁費									
1道路橋梁 総務費	53,199	15,711	68,910				1報	酬	823
							2給	料	7,992
							3職員手当等		3,561
							扶養手当 △558 期末手当 △1,723 会計年度任用職員期末手当 198 勤勉手当 △1,335 通勤手当 83 管理職手当 △480 住居手当 △336 児童手当 480		7,992
							4共済費		3,208
							共済組合納付金 △3,018 会計年度任用職員社会保険料等 190		

(款) 7 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
								8旅	費	127	会計年度任用職員通勤費用弁償	127
2道路維持費	116,521	7,200	123,721	3,141		△3,141	7,200	14工事請負費	5,000		道路修繕工事費	5,000
								18負担金、補助及び交付金	2,200		道路等公共施設修繕補助金	2,200
3道路新設改良費	212,720	8,000	220,720		8,000			16公有財産購入費	△6,000		道路用地購入費	△6,000
								21補償、補填及び賠償金	14,000		物件移転補償費	14,000
5交通安全施設費	23,250	10,000	33,250			10,000		14工事請負費	10,000		交通安全施設工事費	10,000
計	591,890	40,911	632,801	3,141	8,000	6,859	22,911					

(款) 7 土木費 (項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	23,335	△8,567	14,768			△8,567	2給	料	一般職給料	△4,415
							3職員手当等		扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 児童手当	△120 △805 △737 △236 △624 △240
							4共済費		共済組合納付金	△1,390
2公園費	35,656	0	35,656			△3,900				

(単位：千円)

(款) 7 土木費 (項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	58,991	△8,567	50,424	3,900		△3,900	△8,567			

(款) 7 土木費 (項) 5 下水道費

1 下水道費	1,434,941	△2,323	1,432,618			△2,323	18 負担金、補助 及び交付金	△4,961	下水道事業特別会計補助金 △4,961
							23 投資及び 出資金	2,638	下水道事業特別会計出資金 2,638
計	1,434,941	△2,323	1,432,618			△2,323			

(款) 7 土木費 (項) 6 住宅費

1 住宅管理 費	21,274	2,642	23,916			2,642	2 給料	1,238	一般職給料 1,238
							3 職員手当等	860	期末手当 305 勤勉手当 267 時間外勤務手当 300 通勤手当 △12
							4 共済費	544	共済組合納付金 544
計	21,274	2,642	23,916			2,642			

(款) 8 消防費 (項) 1 消防費

2 非常備消 防費	136,303	8,674	144,977	273		△273	2 給料	4,466	一般職給料 4,466
							3 職員手当等	2,417	扶養手当 240 期末手当 968 勤勉手当 788 通勤手当 181

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									児童手当	240	
								4共済費	1,791	共済組合納付金	1,791
4防災センター管理費	27,807	199	28,006	199				17備品購入費	199	備品購入費	199
6災害対策費	24,092	1,078	25,170	264			814	7報償費	19	手話通訳者謝礼	19
								8旅費	3	費用弁償	3
								10需用費	79	文具消耗器材	79
								12委託料	31	映像等編集業務委託料	31
								17備品購入費	132	備品購入費	132
								18負担金、補助及び交付金	814	自主防災組織育成支援事業補助金	814
計	917,510	9,951	927,461	736		△273	9,488				

(款) 9 教育費		(項) 1 教育総務費			
2 事務局費	263,812	△23,804	240,008	△23,804	一般職給料 △7,292
					3 職員手当等 △4,595
					扶養手当 △101
					期末手当 △1,504
					勤勉手当 △1,303
					通勤手当 △398
					管理職手当 △1,058
					住居手当 △351

一般会計 8 消防費

(単位：千円)

(項) 1 教育総務費

(款) 9 教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									児童手当	120
							4 共済費	△4,247	共済組合納付金 共済追加費用	549 △4,796
							18 負担金、補助 及び交付金	△7,670	退職手当組合負担金 互助会補助金	△7,616 △54
3 教育振興費	314,294	△590	313,704	1,572		△1,638	1 報酬	△400	会計年度任用職員報酬	△400
							4 共済費	△150	会計年度任用職員社会保険料等	△150
							8 旅費	26	会計年度任用職員通勤費用弁償	26
							13 使用料及び 賃借料	△66	ソフトウェア等使用料	△66
計	636,277	△24,394	611,883	1,572		△1,638				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理 費	85,714	1,705	87,419			1,705	14 工事請負費	1,705	管繕等工事費 1,705
計	118,753	1,705	120,458			1,705			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	83,304	△14,668	68,636			△14,668	1 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬 △2,000
							2 給料	△8,366	一般職給料 会計年度任用職員給料 △6,066 △2,300

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							3職員手当等	△3,137	扶養手当 360 期末手当 △1,066 会計年度任用職員期末手当 △850 勤勉手当 △833 会計年度任用職員時間外勤務手当 △300 通勤手当 △14 会計年度任用職員通勤手当 △50 管理職手当 △264 児童手当 △120	
							4共済費	△2,441	共済組合納付金 △1,491 会計年度任用職員共済組合納付金 △450 会計年度任用職員社会保険料等 △500	
							8旅費	△150	会計年度任用職員通勤費用弁償 △150	
							10需用費	295	文具消耗器材 295	
							14工事請負費	400	空調設備整備工事費 400	
							17備品購入費	1,331	備品購入費 1,331	
							18負担金、補助及び交付金	△600	会計年度任用職員退職手当組合負担金 △560 会計年度任用職員互助会補助金 △40	
計	86,281	△14,668	71,613				△14,668			

(款) 9 教育費			(項) 5 社会教育費		
1社会教育 総務費	135,564	△4,571	130,993	△4,571	1報酬 △101 2給料 △3,975
一般会計					9 教育費 △101 △3,975

(単位：千円)

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
							3職員手当等	△1,062	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当		
							4共済費	426	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等		
							8旅費	141	会計年度任用職員通勤費用弁償		
2図書館費	61,094	3,672	64,766	2,000	1,672	1報	酬	114	会計年度任用職員報酬		
							2給	料	292	一般職給料	
							3職員手当等	954	扶養手当	78	会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 管理職手当
									期末手当	115	
									200		
4共済費	381	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	363	18							
						8旅費	費	△69	会計年度任用職員通勤費用弁償		
						10需用費	費	100	文具消耗器材		
						17備品購入費	費	1,900	図書購入費		
									1,900		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源	財源		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債					その他
3人権学習 推進費	10,424	73	10,497	73				17備品購入費	73	備品購入費	73
4生涯学習 推進費	68,825	2,448	71,273	59			2,389	1報酬	821	会計年度任用職員報酬	821
								2給料	42	一般職給料	42
								3職員手当等	919	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 通勤手当 児童手当	462 94 221 57 65 20
								4共済費	501	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	106 395
								8旅費	165	会計年度任用職員通勤費用弁償	165
6文化財保 護費	23,629	4,961	28,590	124		4,837		14工事請負費	4,961	施設修繕工事費	4,961
計	348,650	6,583	355,233	256		6,837	△510				

(款) 9 教育費		(項) 6 保健体育費					
1保健体育 総務費	30,105	480	30,585		480	4共済費	480
2体育施設 管理費	117,412	1,650	119,062		1,650	18負担金、補助 及び交付金	1,650
3学校給食	449,338	6,935	456,273		6,935	1報酬	958
一般会計						9 教育費	

(単位：千円)

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
運営費							一般財源	2給料	1,234	一般職給料 会計年度任用職員給料 58 1,176
								3職員手当等	2,370	扶養手当 期末手当 会計年度任用職員期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員時間外勤務手当 通勤手当 会計年度任用職員通勤手当 管理職手当 △120 43 2,258 30 207 △135 27 60
								4共済費	2,241	共済組合納付金 会計年度任用職員共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等 521 293 1,427
								8旅費	△215	会計年度任用職員通勤費用弁償 △215
								18負担金、補助及び交付金	347	会計年度任用職員退職手当組合負担金 会計年度任用職員互助会補助金 335 12
計	596,855	9,065	605,920				9,065			

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(款) 10 災害復旧費				(項) 1 農林水産業施設災害復旧費			
1 農地災害復旧費	1	400	401			400	18負担金、補助及び交付金
計	25,439	400	25,839			400	

(款) 10 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 公共土木施設災害復旧費	1	3,200	3,201				3,200	14 工事請負費	3,200	災害復旧工事費	3,200
計	1	3,200	3,201				3,200				

(款) 11 公債費		(項) 1 公債費									
1元金	2,329,603	397,510	2,727,113			△4,756	402,266	22償還金、利子及び割引料	397,510	長期債元金繰上償還金 (任意)	△14,260 411,770
2利子	103,492	△8,911	94,581			42	△8,953	22償還金、利子及び割引料	△8,911	長期債利子	△8,911
計	2,433,374	388,599	2,821,973			△4,714	393,313				

第59号議案

令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宍粟市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,688,201千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		327,175	544	327,719
7 繰越金	1 他会計繰入金	327,175	544	327,719
	1 繰越金	1	30,432	30,433
	1 繰越金	1	30,432	30,433
歳入	合 計	4,657,225	30,976	4,688,201

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,398	△3,068	64,330
1 総務管理費		58,626	△3,068	55,558
2 保険給付費		3,243,586	0	3,243,586
1 療養諸費		2,812,890	△4,623	2,808,267
4 出産育児諸費		5,883	4,623	10,506
3 国民健康保険事業納付金		1,276,220	0	1,276,220
1 医療給付費分		884,954	0	884,954
5 基金積立金		118	5,153	5,271
1 基金積立金		118	5,153	5,271
7 諸支出金		27,931	28,891	56,822
1 償還金及び還付金		13,382	28,891	42,273
歳出	合 計	4,657,225	30,976	4,688,201

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	327,175	544	327,719
7 繰越金	1	30,432	30,433
歳入合計	4,657,225	30,976	4,688,201

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	67,398	△3,068	64,330			△3,068	一般財源
2 保 険 給 付 費	3,243,586	0	3,243,586				
3 国民健康保険事業納付金	1,276,220	0	1,276,220			3,612	
5 基 金 積 立 金	118	5,153	5,271				5,153
7 諸 支 出 金	27,931	28,891	56,822				28,891
歳 出 合 計	4,657,225	30,976	4,688,201			544	30,432

2 歳 入

(単位：千円)

(項) 1 他会計繰入金

(款) 6 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	327,175	544	327,719	4 職員給与費等繰入金	△3,068	職員給与費等繰入金 △3,068
				5 出産育児一時金等繰入金	3,080	出産育児一時金等繰入金 3,080
				6 財政安定化支援事業繰入金	532	財政安定化支援事業繰入金 532
計	327,175	544	327,719			

(項) 1 繰越金

(款) 7 繰越金

1 繰越金	1	30,432	30,433	1 繰越金	30,432	前年度繰越金 30,432
計	1	30,432	30,433			

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	58,298	△3,068	55,230			△3,068		2給料	△1,300	一般職給料	△1,300
								3職員手当等	△901	期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 住居手当	△304 △296 △79 △480 258
								4共済費	△617	共済組合納付金	△617
								18負担金、補助及び交付金	△250	退職手当組合負担金 互助会補助金	△247 △3
計	58,626	△3,068	55,558			△3,068					

51

(款) 2 保険給付費 (項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,784,000	△4,623	2,779,377	△4,623				18 負担金、補助及び交付金	一般被保険者療養給付費 △4,623
計	2,812,890	△4,623	2,808,267	△4,623					

(款) 2 保険給付費 (項) 4 出産育児諸費

1 出産育児一時金	5,880	4,620	10,500	4,620				18 負担金、補助及び交付金	出産育児一時金 4,620
2 支払手数料	3	3	6	3				12 委託料	出産育児一時金事務委託料 3
計	5,883	4,623	10,506	4,623					

(単位：千円)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金			(項) 1 医療給付費分			(単位：千円)				
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1一般被保険者医療給付費分	884,954	0	884,954			3,612	△3,612		財源更正	
計	884,954	0	884,954			3,612	△3,612			
(款) 5 基金積立金										
(項) 1 基金積立金										
1国民健康保険事業基金費	118	5,153	5,271				5,153	24積立金	5,153 国民健康保険事業基金積立金	
計	118	5,153	5,271				5,153			
(款) 7 諸支出金										
(項) 1 償還金及び還付金										
3償還金	10,302	28,891	39,193				28,891	22償還金、利子及び割引料	28,891 保険給付費等交付償還金	
計	13,382	28,891	42,273				28,891			

第 6 0 号議案

令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,563 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 226,485 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		88,429	546	88,975
4 繰入金	1 外来収入	88,429	546	88,975
		112,998	3,428	116,426
	1 他会計繰入金	106,487	2,118	108,605
5 繰越金	2 基金繰入金	6,511	1,310	7,821
		1	589	590
	1 繰越金	1	589	590
歳入	合 計	221,922	4,563	226,485

歳 出					(単位：千円)
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総	務 費		153,395	4,563	157,958
		1 施 設 管 理 費	153,395	4,563	157,958
歳	出	合 計	221,922	4,563	226,485

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
歳入

款		補正前の額	補正額	計
1	診療収入	88,429	546	88,975
4	繰入金	112,998	3,428	116,426
5	繰越金	1	589	590
歳入合計		221,922	4,563	226,485

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	153,395	4,563	157,958		3,428	1,135
歳出合計	221,922	4,563	226,485		3,428	1,135

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 1 診療収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他診療報酬収入	5,016	546	5,562	1 現年度分	546	現年度分 546
計	88,429	546	88,975			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	91,938	2,118	94,056	1 一般会計繰入金	2,118	一般会計繰入金 2,118
計	106,487	2,118	108,605			

(款) 4 繰入金

(項) 2 基金繰入金						
1 国民健康保険診療所運営基金繰入金	6,511	1,310	7,821	1 国民健康保険診療所運営基金繰入金	1,310	国民健康保険診療所運営基金繰入金 1,310
計	6,511	1,310	7,821			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金						
1 繰越金	1	589	590	1 前年度繰越金	589	前年度繰越金 589
計	1	589	590			

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 施設管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明			
				補正額の財源内訳							
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他					
1 一般管理費	153,395	4,563	157,958			3,428	1,135	1 報酬	会計年度任用職員報酬	755	755
								2 給料	一般職給料	△768	△768
								3 職員手当等	扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 管理職手当 住居手当 児童手当	△177	△378 △172 △112 191 288 126 △120
								4 共済費	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	1,371	1,328 43
								8 旅費	会計年度任用職員通勤費用弁償	358	358
								10 需用費	文具消耗器材 施設修繕料	208	28 180
								11 役務費	事務機器設定等手数料	22	22
								12 委託料	システム改修業務委託料 システム保守管理業務委託料	237	220 17
								14 工事請負費	施設整備工事費	1,310	1,310
								17 備品購入費	備品購入費	1,145	1,145
								18 負担金、補助及び交付金	退職手当組合負担金 互助会補助金 医師派遣負担金	102	△117 △1 220

(款) 1 総務費 (項) 1 施設管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
計	153,395	4,563	157,958			3,428	1,135			

第 6 1 号議案

令和 4 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度宍粟市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11,264 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 591,384 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款		項	補正前の額	補正額	計
4 繰越	金		1	11,264	11,265
		1 繰越金	1	11,264	11,265
歳入	合 計		580,120	11,264	591,384

(単位：千円)

歳 出

歳 出	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金			568,240	11,264	579,504
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	568,240	11,264	579,504
歳 出		合 計	580,120	11,264	591,384

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	11,264	11,265
歳入合計	580,120	11,264	591,384

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	568,240	11,264	579,504				一般財源
歳 出 合 計	580,120	11,264	591,384				11,264

2 歳 入		(項) 1 繰越金				(単位：千円)	
(款) 4 繰越金		目	補正前の額	補 正 額	計	節	
区 分						金 額	
1 繰越金			1	11,264	11,265	1 繰越金	11,264
						前年度繰越金	11,264
計			1	11,264	11,265		

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	568,240	11,264	579,504				11,264	18 負担金、補助及び交付金	後期高齢者医療広域連合納付金	11,264
計	568,240	11,264	579,504				11,264			

第62号議案

令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,080,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金			1,175,896	△1,560	1,174,336
		2 国庫補助金	348,349	△1,560	346,789
5 支払基金交付金			1,300,809	2,237	1,303,046
		1 支払基金交付金	1,300,809	2,237	1,303,046
6 県支出金			727,875	△780	727,095
		2 県補助金	37,212	△780	36,432
8 繰入金			809,002	△36,105	772,897
		1 他会計繰入金	769,748	3,149	772,897
		2 基金繰入金	39,254	△39,254	0
9 繰越金			2	86,554	86,556
		1 繰越金	2	86,554	86,556
歳入	合 計		5,029,937	50,346	5,080,283

(単位：千円)

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,366	3,932	96,298
	1 総 務 管 理 費	51,348	3,932	55,280
2 保 険 給 付 費		4,651,422	0	4,651,422
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	4,417,550	0	4,417,550
3 地 域 支 援 事 業 費		247,570	△4,053	243,517
	2 包 括 的 支 援 事 業 費	88,020	△4,053	83,967
5 基 金 積 立 金		214	5,811	6,025
	1 基 金 積 立 金	214	5,811	6,025
7 諸 支 出 金		911	44,656	45,567
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	911	44,656	45,567
歳 出	合 計	5,029,937	50,346	5,080,283

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
4	国庫支出金	1,175,896	△1,560	1,174,336
5	支払基金交付金	1,300,809	2,237	1,303,046
6	県支支出金	727,875	△780	727,095
8	繰入金	809,002	△36,105	772,897
9	繰越金	2	86,554	86,556
歳入合計		5,029,937	50,346	5,080,283

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 費	92,366	3,932	96,298			3,929	3
2	保 険 給 付 費	4,651,422	0	4,651,422			△39,254	39,254
3	地 域 支 援 事 業 費	247,570	△4,053	243,517	△2,340		△780	△933
5	基 金 積 立 金	214	5,811	6,025				5,811
7	諸 支 出 金	911	44,656	45,567				44,656
	歳 出 合 計	5,029,937	50,346	5,080,283	△2,340		△36,105	88,791

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 4 国庫支出金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金	67,104	△1,560	65,544	1 現年度分	△1,560	包括的支援事業及び任意事業交付金
計	348,349	△1,560	346,789			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金						
1 介護給付費交付金	1,261,283	2,237	1,263,520	2 過年度分	2,237	介護給付費交付金
計	1,300,809	2,237	1,303,046			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金						
1 地域支援事業交付金	37,212	△780	36,432	1 現年度分	△780	包括的支援事業及び任意事業交付金
計	37,212	△780	36,432			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	769,748	3,149	772,897	2 地域支援事業費繰入金	△780	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	3,929	事務費等繰入金
計	769,748	3,149	772,897			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金						
1 介護保険事業基金繰入金	39,254	△39,254	0	1 介護保険事業基金繰入金	△39,254	介護保険事業基金繰入金
計	39,254	△39,254	0			

(款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰越金	1	86,551	86,552	1 介護給付費繰越金	86,551	前年度繰越金
2 その他繰越金	1	3	4	1 その他繰越金	3	前年度繰越金（事務費等繰入金分）
計	2	86,554	86,556			3

3 歳 出

(単位：千円)

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	51,348	3,932	55,280			3,929	3	2給料	一般職給料	2,122
								3職員手当等	扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当	△36 645 472 38 △336 120
								4共済費	共済組合納付金	532
								18負担金、補助及び交付金	退職手当組合負担金 互助会補助金	371 4
計	51,348	3,932	55,280			3,929	3			

(項) 1 介護サービス費

1 居宅介護サービス給付費	1,477,188	0	1,477,188			△39,254	39,254		財源更正	
計	4,417,550	0	4,417,550			△39,254	39,254			

(項) 2 包括的支援事業費

1 包括的支援事業費	88,020	△4,053	83,967			△780	△933	2 給料	一般職給料	△2,961
								3 職員手当等	期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当	△541 △465 △28 △336

(款) 3 地域支援事業費 (項) 2 包括的支援事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4 共済費	△30	共済組合納付金 △30
								18 負担金、補助及び交付金	308	退職手当組合負担金 308
計	88,020	△4,053	83,967	△2,340		△780	△933			

(款) 5 基金積立金 (項) 1 基金積立金									
1 介護保険事業基金費	214	5,811	6,025				5,811	24 積立金	介護保険事業基金積立金 5,811
計	214	5,811	6,025				5,811		

(款) 7 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金									
3 償還金	1	44,656	44,657				44,656	22 償還金、利子及び割引料	前年度介護給付費負担金精算返還金 41,037 前年度地域支援事業支援交付金精算返還金 698 前年度地域支援事業交付金精算返還金 2,918 過年度総合事業調整交付金精算返還金 3
計	911	44,656	45,567				44,656		

第63号議案

令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度宍粟市の訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,959千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款		項		補正前の額	補正額	計
1 事業収入	入			56,726	△1,835	54,891
		1 事業収入		56,726	△1,835	54,891
2 繰入金	金			19,738	3,867	23,605
		1 他会計繰入金		19,738	3,867	23,605
3 繰越金	金			1	231	232
		1 繰越金		1	231	232
歳入		合計		76,696	2,263	78,959

歳 出					(単位：千円)
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 業	務 費		76,686	2,263	78,949
		1 業 務 費	76,686	2,263	78,949
歳	出	合 計	76,696	2,263	78,959

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1	事業収入	56,726	△1,835	54,891
2	繰入金	19,738	3,867	23,605
3	繰越金	1	231	232
歳入合計		76,696	2,263	78,959

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 業 務 費	76,686	2,263	78,949			3,867	△1,604
歳 出 合 計	76,696	2,263	78,959			3,867	△1,604

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 1 事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業収入	56,726	△1,835	54,891	1 療養収入	△184	療養収入（現年度分） △184
				2 サービス事業収入	△1,651	サービス事業収入（現年度分） △1,651
計	56,726	△1,835	54,891			

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	19,738	3,867	23,605	1 一般会計繰入金	3,867	一般会計繰入金 3,867
計	19,738	3,867	23,605			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金						
1 繰越金	1	231	232	1 前年度繰越金	231	前年度繰越金 231
計	1	231	232			

3 歳 出

(款) 1 業務費 (項) 1 業務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 業務費	76,686	2,263	78,949			3,867	△1,604	2 給料	△3,980	一般職給料 会計年度任用職員給料 △1,426 △2,554
								3 職員手当等	1,383	扶養手当 120 期末手当 222 勤勉手当 198 時間外勤務手当 1,000 会計年度任用職員時間外勤務手当 △180 通勤手当 254 会計年度任用職員通勤手当 △264 管理職手当 192 住居手当 △54 児童手当 △105
								4 共済費	1,813	共済組合納付金 1,413 会計年度任用職員共済組合納付金 907 会計年度任用職員社会保険料等 △507
								17 備品購入費	3,180	公用車購入費 3,180
								18 負担金、補助及び交付金	△133	退職手当組合負担金 △111 互助会補助金 △22
計	76,686	2,263	78,949			3,867	△1,604			

第64号議案

令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）		（計）	
		（既決予定額）	（補正予定額）
		収 入	
第1款	水道事業収益	1,124,323千円	6,422千円
第2項	営業外収益	363,368千円	6,422千円
		支 出	
第1款	水道事業費用	1,344,599千円	1,689千円
第1項	営業費用	1,235,779千円	1,236,974千円
第2項	営業外費用	108,819千円	494千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「536,028千円」を「535,386千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「16,566千円」を「16,545千円」に、過年度分損益勘定留保資金「519,462千円」を「518,841千円」に改める。）

（科目）		（計）	
		（既決予定額）	（補正予定額）
		支 出	
第1款	資本的支出	907,014千円	△642千円
第1項	建設改良費	213,565千円	△642千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第4条 予算第9条中「74,685千円」を「75,338千円」に補正する。

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第10条中「167,967千円」を「174,389千円」に補正する。

令和4年8月30日 提出

宍粟市長 福元 晶三

令和4年度栄栗市水道事業特別会計補正予算（第1号）実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業収益			1,124,323	6,422	1,130,745
	2. 営業外収益		363,368	6,422	369,790
		2. 他会計補助金	167,967	6,422	174,389

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,344,599	1,689	1,346,288
			1,235,779	1,195	1,236,974
		1. 原水及び浄水費	303,008	634	303,642
		2. 配水及び給水費	95,913	37	95,950
	2. 営業外費用	4. 総係費	104,033	524	104,557
			108,819	494	109,313
		2. 雑支出	2,100	494	2,594

2. 資本的支出

支出		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			907,014	△ 642	906,372
	1. 建設改良費		213,565	△ 642	212,923
		1. 配水施設工事費	188,357	△ 642	187,715

令和4年度 栄栗市水道事業特別会計補正予算（第1号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正額	合計	節		説明
					区	分	
1.水道事業収益		1,124,323	6,422	1,130,745			
2.営業外収益		363,368	6,422	369,790			
	2.他会計補助金	167,967	6,422	174,389	1.他会計補助金		高料金対策補助金 7,089 その他補助金 △ 667
1.水道事業費用		1,344,599	1,689	1,346,288			
1.営業費用		1,235,779	1,195	1,236,974			
	1.原水及び浄水費	303,008	634	303,642	2.給料		給料 226
					3.手当		扶養手当 60 期末手当 98 勤勉手当 74 時間外勤務手当 △ 258 通勤手当 47 管理職手当 240 児童手当 △ 120
					4.賞与引当金繰入額		賞与引当金繰入額 45 法定福利費引当金繰入額 7
					6.法定福利費		共済組合負担金 179 退手組合負担金 35 互助会補助金 1
	2.配水及び給水費	95,913	37	95,950	2.給料		給料 103
					3.手当		期末手当 △ 24 勤勉手当 △ 16
					4.賞与引当金繰入額		賞与引当金繰入額 △ 11 法定福利費引当金繰入額 △ 1
					6.法定福利費		共済組合負担金 △ 5 退手組合負担金 △ 9

款・項	目	既決予定額	補正額	合計	節		説明
					区分	金額	
	4.総係費	104,033	524	104,557	2.給料	△ 116	給料 △ 116
					3.手当	488	扶養手当 258 期末手当 9 勤勉手当 △ 29 時間外勤務手当 468 通勤手当 △ 346 管理職手当 △ 60 住居手当 168 児童手当 20
					4.賞与引当金繰入額	△ 5	賞与引当金繰入額 △ 4 法定福利費引当金繰入額 △ 1
					6.法定福利費	157	共済組合負担金 199 退手組合負担金 △ 25 社会保険料等 △ 17
	2.営業外費用	108,819	494	109,313			
					2.その他雑支出	494	その他雑支出 494
	1.資本的支出	907,014	△ 642	906,372			
					3.手当	△ 424	扶養手当 △ 180 期末手当 △ 36 時間外勤務手当 270 通勤手当 △ 232 住居手当 △ 246
	1.建設改良費	188,357	△ 642	187,715	4.賞与引当金繰入額	△ 12	賞与引当金繰入額 △ 10 法定福利費引当金繰入額 △ 2
					6.法定福利費	△ 206	共済組合負担金 △ 189 社会保険料等 △ 17

第65号議案

令和4年度栄栗市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栄栗市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栄栗市下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,748,373千円	△ 4,961千円	1,743,412千円
第2項 営業外収益	1,280,773千円	△ 4,961千円	1,275,812千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,766,608千円	△ 4,971千円	1,761,637千円
第1項 営業費用	1,507,227千円	△ 184千円	1,507,043千円
第2項 営業外費用	259,380千円	△ 4,787千円	254,593千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「688,591千円」を「688,598千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「22,437千円」を「22,444千円」に改める。）

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,317,921千円	2,638千円	1,320,559千円
第3項 出資金	451,121千円	2,638千円	453,759千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,006,512千円	2,645千円	2,009,157千円
第1項 建設改良費	270,691千円	2,645千円	273,336千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条中「54,196千円」を「56,797千円」に補正する。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「983,820千円」を「978,859千円」に補正する。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福元 晶 三

令和4年度災害市下水道事業特別会計補正予算(第1号) 実施計画

1. 收益的收入及び支出

収入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
	1. 下水道事業収益			1,748,373	△ 4,961	1,743,412
		2. 営業外収益		1,280,773	△ 4,961	1,275,812
			2. 他会計補助金	983,820	△ 4,961	978,859

王 叔

支 出	款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用			1,766,608	△ 4,971	1,761,637
	1. 營業費用		1,507,227	△ 184	1,507,043
		1. 管渠費	68,868	33	68,901
		2. 処理場費	308,245	△ 13	308,232
		3. 総係費	167,029	△ 204	166,825
	2. 營業外費用		259,380	△ 4,787	254,593
		1. 支払利息	202,820	△ 4,787	198,033

2. 資本的收入及び支出

収 入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的收入		3. 出資金		1, 317, 921	2, 638	1, 320, 559
				451, 121	2, 638	453, 759
			1. 一般会計出資金	451, 121	2, 638	453, 759

王叔

支 出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本の支出				2, 006, 512	2, 645	2, 009, 157
	1. 建設改良費			270, 691	2, 645	273, 336
		1. 下水道施設工事費		270, 690	2, 645	273, 335

令和4年度 栄栗市下水道事業特別会計補正予算（第1号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正額	計	節		説明
					区	金額	
1. 下水道事業収益		1,748,373	△ 4,961	1,743,412			
2. 営業外収益		1,280,773	△ 4,961	1,275,812			
	2. 他会計補助金	983,820	△ 4,961	978,859	1. 一般会計補助金	△ 4,961	高資本補助金 △ 70,423 分流式下水道資本費補助金 65,566 利息補助金 △ 34 児童手当補助金 △ 140 その他補助金 70
1. 下水道事業費用		1,766,608	△ 4,971	1,761,637			
1. 営業費用		1,507,227	△ 184	1,507,043			
	1. 管渠費	68,868	33	68,901	2. 給料	15	給料 15
					3. 手当	9	期末手当 9
					4. 賞与等引当金繰入額	4	賞与引当金繰入額 3 法定福利費引当金繰入金 1
					6. 法定福利費	5	共済組合負担金 △ 1 退手組合負担金 6
	2. 処理場費	308,245	△ 13	308,232	3. 手当	△ 1	期末手当 △ 1
					6. 法定福利費	△ 12	共済組合負担金 △ 12
	3. 総係費	167,029	△ 204	166,825	2. 給料	29	給料 29
					3. 手当	△ 406	扶養手当 △ 180 期末手当 △ 31 勤勉手当 5 通勤手当 △ 42 住居手当 △ 18 児童手当 △ 140
					4. 賞与等引当金繰入額	△ 7	賞与引当金繰入額 △ 6 法定福利費引当金繰入金 △ 1

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
					6. 法定福利費	180	共済組合負担金 退手組合負担金
2. 営業外費用		259,380	△ 4,787	254,593			155 25
1. 資本的收入	1. 支払利息	202,820	△ 4,787	198,033	1. 企業債利息	△ 4,787	企業債利息
3. 出資金		1,317,921	2,638	1,320,559			△ 4,787
		451,121	2,638	453,759			
1. 資本の支出	1. 一般会計出資金	451,121	2,638	453,759	1. 一般会計出資金	2,638	一般会計出資金
		2,006,512	2,645	2,009,157			2,638
1. 建設改良費		270,691	2,645	273,336			
	1. 下水道施設工事費	270,690	2,645	273,335	2. 給料	867	給料
					3. 手当	1,126	扶養手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 住居手当
							78 162 162 350 74 300
					4. 賞与等引当金繰入額	98	賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入金
					6. 法定福利費	554	共済組合負担金 退手組合負担金 互助会補助金
							419 134 1

第 6 6 号議案

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例を別紙のとおり制定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する個人情報の提供に関し、平常時における個人情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難支援等関係者 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わるものをいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 個別避難計画 法第49条の14第1項の規定により作成した避難支援等を実施するため作成した計画をいう。
- (6) 個人情報 法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報及び法第49条の14第3項の規定により、個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。
- (7) 避難支援等実施者 法第49条の14第3項第1号に規定する避難支援等実施者をいう。

(個人情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個人情報を提供するものとする。

2 前項の規定による個人情報の提供は、本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得たものとして取り扱うものとする。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個人情報を提供することができる。この場合においては、個人情報の提供をすることについて本人の同意を得ることを要しない。

(個人情報に係る管理状況の報告等)

第4条 市長は、提供した個人情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条の規定により個人情報の提供を受けた者（以下「被提供者」という。）に対し、当該個人情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該個人情報の管理状況を検査することができる。

（個人情報の漏えいの防止のための措置）

第5条 被提供者は、提供を受けた個人情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（利用及び提供の制限）

第6条 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第7条 被提供者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個人情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個人情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 7 号議案

宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について

宍粟市妊活カップル応援金給付条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市妊活カップル応援金給付条例

(目的)

第1条 この条例は、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、妊活カップル応援金（以下「応援金」という。）を給付することにより、妊娠を希望する夫婦が前向きに不妊治療に取り組むことができる環境づくりを推進し、もって市を挙げて不妊治療に取り組む夫婦を応援する機運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精による不妊治療のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法の規定による療養の給付（家族療養費に係る当該給付を含む。）の適用（以下「保険適用」という。）を受けるもの
 - イ 年齢要件又は回数要件により保険適用を受けられなかったもののうち、市長が適当と認めたもの
- (2) 夫婦 法律上の婚姻をしている男女又はそれと同様の関係（以下「事実婚」という。）にある男女をいう。

(給付対象者)

第3条 応援金の給付の対象となる夫婦は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた期間及び第5条第1項の規定による申請を行った日において、夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 当該特定不妊治療に対する同種の助成金その他の金銭の給付を他の地方公共団体から受けていないこと。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、1回の特定不妊治療につき10万円とする。ただし、規則で定める特定不妊治療に係る応援金の額は、1回の特定不妊治療につき5万円とする。

- 2 前項に規定する「1回の特定不妊治療」とは、特定不妊治療として行われる一連の医療行為（医師の判断により、やむを得ず特定不妊治療を中止した場合で規則で定めるものを含む。）をいう。

(応援金の申請及び決定)

第5条 応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の給付の可否を決定する。

(応援金の返還等)

- 第6条 市長は、申請者が偽りその他不正行為により応援金の給付を受け、又は受けようとしたときは、応援金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した応援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、附則第2項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正)

- 2 宍粟市少子化対策事業助成条例(平成19年宍粟市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表特定不妊治療費助成事業の項を削る。

新旧対照条文

○茨栗市少子化対策事業助成条例の一部改正【附則第2項による改正】

現 行				改 正 案			
(少子化対策事業) 第2条 市長は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) <u>特定不妊治療費助成事業</u> (3)～(8) (略) 2 (略) 別表 (第2条関係)				(少子化対策事業) 第2条 市長は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2)～(7) (略) 2 (略) 別表 (第2条関係)			
名称	目的	対象者	補助又は助成の額等	名称	目的	対象者	補助又は助成の額等
乳幼児等医療費助成事業	(略)			乳幼児等医療費助成事業	(略)		
<u>特定不妊治療費助成事業</u>	<u>特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、当該夫婦が実施する特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。</u>	<u>いずれか一方が茨栗市に住所を有する法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦で、規則で定める要件を満たす者とする。</u>	<u>兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」という。）の規定による指定医療機関で受けた保険外診療の特定不妊治療に要した費用のうち、県要綱に基づく1回当たりの助成額を控除した額</u>				

現 行			改 正 案	
		を助成する。ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とする。		
地域の教育力を高めるまちづくり事業	(略)		地域の教育力を高めるまちづくり事業	(略)
(略)			(略)	

宍粟市規則第 号

宍粟市妊活カップル応援金給付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市妊活カップル応援金給付条例（令和4年宍粟市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める特定不妊治療)

第3条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める特定不妊治療は、次に掲げるものとする。

- (1) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
- (2) 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止したもの
(規則で定めるやむを得ず特定不妊治療を中止した場合)

第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定めるやむを得ず特定不妊治療を中止した場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 体調不良等により胚移植のめどが立たず中止したもの
- (2) 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止したもの
(応援金の申請)

第5条 応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宍粟市妊活カップル応援金給付申請書兼振込依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 宍粟市妊活カップル応援金給付事業受診証明書（様式第2号）
- (2) 夫婦のいずれか一方が市内に住所を有することを証明する書類
- (3) 夫婦であることが確認できる書類

2 前項の規定による申請は、特定不妊治療を終了した日の属する年度の3月末日又は特定不妊治療を終了した日から3か月を経過する日のいずれか遅い日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(応援金の給付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の給付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による応援金の給付の可否を決定したときは、当該申請者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

(応援金の返還等)

第7条 市長は、条例第6条の規定による応援金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した応

援金の返還を求めるときは、当該申請者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第 6 8 号議案

宍粟市観光駐車場条例の制定について

宍粟市観光駐車場条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市観光駐車場条例

(設置)

第1条 市内への観光客の誘客及び利便性の向上並びに地域の活性化に資するため、宍粟市観光駐車場（以下「駐車場」という。）を置く。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しそう山崎観光駐車場	宍粟市山崎町鹿沢78番地7

(駐車できる車両)

第3条 駐車場に駐車できる車両は、次に掲げる車両とする。

- (1) 普通自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。
- (2) 大型自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車をいう。
- (3) 普通自動二輪車 法第3条に規定する普通自動二輪車をいう。
- (4) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項各号に掲げる車両以外の車両を駐車させることができる。

(供用時間及び有料供用時間)

第4条 駐車場の供用時間及び有料供用時間（供用時間のうち、第6条第1項に規定する使用料を納付しなければ、駐車場に車両を駐車することができない時間をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供用時間 午前0時から午後12時まで
- (2) 有料供用時間 市長が告示で定める期間中の午前9時から午後5時まで

(供用の休止等)

第5条 市長は、駐車場の改修、修繕その他管理上必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は制限することができる。

(有料供用時間の使用料等)

第6条 有料供用時間に係る駐車場の使用料は、1回につき500円とする。

2 市長は、必要と認めたときは、前項の使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第8条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、設備又は駐車中の車両を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 車両を相当の期間放置すること。
- (3) 他の車両の駐車を妨げること。
- (4) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (5) ごみその他汚物を捨てること。
- (6) 物品を販売し、又は陳列すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車の拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 職員の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めたとき。

(措置命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、行為の中止、駐車場からの車両の出库又は人の退場を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 駐車場の保全又は供用に関し著しい支障が生ずるおそれがあったときその他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(放置車両に対する警告)

第11条 市長は、駐車場内に車両が相当の期間放置されているときは、当該車両に警告書を取り付けることができる。

(放置車両に対する措置)

第12条 市長は、前条の規定による警告書の取付けを行った場合において、放置されている車両の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が判明した場合は、当該車両の所有者等に対し、期限を定めて、速やかに撤去するよう通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める場所に車両を移動することができる。

- (1) 所有者等が前項の通知に従わないとき。
- (2) 前条の規定により車両に警告書を取り付けた日から規則で定める期間を経過してもなお当該車両の所有者等が判明しなかった場合であつて、駐車場の管理上支障があると認められたとき。

3 市長は、前項の規定により車両を移動した場合は、規則で定める事項を告示しなければならない。

4 市長は、前項の規定による告示を行った場合において、当該告示の日から起算して規則で定

める期間を経過してもなお当該車両を所有者等が撤去しない場合は、当該車両を処分することができる。

(費用の請求)

第13条 市長は、前条第2項の規定により車両を移動した場合並びに同条第4項の規定により車両を処分した場合は、その実施に要した費用を当該車両の所有者等に請求することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該費用を免除することができる。

(損害賠償)

第14条 駐車場の施設又は設備を損傷した者は、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷がやむを得ない理由によるものと市長が特に認めたときは、この限りでない。

(駐車場における事故等)

第15条 駐車場における事故、盗難等による損害については、市は、一切その責を負わない。ただし、市の責に帰すべき事由による損害については、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

第 6 9 号議案

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宍粟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改める。

第2条第4号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非

常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、

「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の宍粟市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当

現 行	改 正 案
ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日	該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日 ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該

現 行	改 正 案
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）において地方等育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 イ （略）	末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）において地方等育児休業をしようとする場合 ウ （略） エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、

現 行	改 正 案
次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)・(2) (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条 例で定める期間) 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基 準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子に ついて既にしたものを除く。)の終了後、3か月以上の期間を経過したこと (当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業によ り当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者 に申し出た場合に限る。))。 (6)・(7) (略) (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非 常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当 該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日 の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとする。	(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の 配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等 育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた 日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする 場合 (2)・(3) (略) (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間 においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5)・(6) (略) (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期 間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該 任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係 る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする。

現 行	改 正 案
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3か月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)	(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3か月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)

第 7 0 号議案

宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について

宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部を改正する条例

宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例（平成18年宍粟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保護者」の次に「又はこれに準ずる者であつて教育委員会が適当と認めた者」を加える。

第7条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 奨学金の返還は、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年間据え置くことができる。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（奨学金の返還猶予）

第8条 教育委員会は、奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。

- （1） 進学により在学することとなったとき。
- （2） 貸与の期間が終了した月の翌月の初日までに市内に住所を有し、かつ、引き続き市内に住所を有するとき。
- （3） 災害又は傷病等によって返還が困難となったとき。
- （4） その他教育委員会が特に認めたとき。

（奨学金の返還免除）

第9条 教育委員会は、奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1） 重度の精神若しくは身体の障害又は死亡によって返還できなくなったとき。
- （2） 前条第2号の規定による返還猶予の期間が、教育委員会が別に定める期間を超えたとき。
- （3） その他教育委員会が特に認めたとき。

別表第1松本奨学金の項中「大学並びに」を削り、「並びに専修学校」を「及び専修学校」に改め、「及び専門課程」を削る。

別表第2中「15,000円」を「10,000円」に、「40,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
(奨学金の種類と対象者) 第2条 奨学金の種類及び対象者は別表第1のとおりとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 保護者が合併前の波賀町の区域に住所を有していること。 (2)・(3) (略) (奨学金の返還) 第7条 奨学金には利息を付さず、これを返還しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときには奨学金の全部又は一部の返還を免除又は猶予することができる。	(奨学金の種類と対象者) 第2条 奨学金の種類及び対象者は別表第1のとおりとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 保護者又はこれに準ずる者であって教育委員会が適当と認めた者が合併前の波賀町の区域に住所を有していること。 (2)・(3) (略) (奨学金の返還) 第7条 奨学金には利息を付さず、これを返還しなければならない。 2 奨学金の返還は、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年間据え置くことができる。 (奨学金の返還猶予) 第8条 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。 (1) 進学により在学することとなったとき。 (2) 貸与の期間が終了した月の翌月の初日までに市内に住所を有し、かつ、引き続き市内に住所を有するとき。 (3) 災害又は傷病等によって返還が困難となったとき。 (4) その他教育委員会が特に認めたとき。 (奨学金の返還免除) 第9条 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1) 重度の精神若しくは身体の障害又は死亡によって返還できなくなったとき。 (2) 前条第2号の規定による返還猶予の期間が、教育委員会が別に定める期

現 行		改 正 案	
(委任) 第8条 (略) 別表第1 (第2条関係)		間を超えたとき。 (3) その他教育委員会が特に認めたとき。 (委任) 第10条 (略) 別表第1 (第2条関係)	
奨学金の種類 小・大奨学金 松本奨学金	対象者		対象者
	大学及び専修学校の専門課程に在学する者		大学及び専修学校の専門課程に在学する者
	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学並びに特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程及び専門課程に在学する者		高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程に在学する者
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
区分		区分	額
高等学校に在学する者		高等学校に在学する者	
中等教育学校の後期課程に在学する者		中等教育学校の後期課程に在学する者	
特別支援学校の高等部に在学する者		特別支援学校の高等部に在学する者	月額 10,000円以内
高等専門学校に在学する者		高等専門学校に在学する者	
専修学校の高等課程に在学する者		専修学校の高等課程に在学する者	
大学に在学する者		大学に在学する者	月額 50,000円以内
専修学校の専門課程に在学する者		専修学校の専門課程に在学する者	

第 7 1 号議案

宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

宍粟市立幼稚園設置条例（平成17年宍粟市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2年」を「3年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条中「満4歳」を「満3歳」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
(保育年限) 第3条 幼稚園の保育年限は、 <u>2年</u> とする。 <u>ただし、波賀幼稚園は、3年とする。</u> (入園者) 第4条 幼稚園に入園できる者は、市内に住所を有する者であつて <u>満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</u> <u>ただし、波賀幼稚園は、満3歳からとする。</u>	(保育年限) 第3条 幼稚園の保育年限は、 <u>3年</u> とする。 (入園者) 第4条 幼稚園に入園できる者は、市内に住所を有する者であつて <u>満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</u>

第 7 2 号議案

宍粟市遺跡公園条例の一部改正について

宍粟市遺跡公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市遺跡公園条例の一部を改正する条例

宍粟市遺跡公園条例（平成17年宍粟市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第6条中「月曜日」を「火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

現 行	改 正 案
(有料施設の休館日) 第 6 条 有料施設の休館日は、毎週<u>月曜日</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	(有料施設の休館日) 第 6 条 有料施設の休館日は、毎週<u>火曜日</u>（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第 7 3 号議案

ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定
について

ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者を次のとおり指定
したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定によ
り、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

公の施設の名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
ばんしゅう戸倉スキ ー場	兵庫県養父市大屋町若杉99番 地の2 若杉高原開発企業組合	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
くるみの里		

第 7 4 号議案

ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について

ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

公の施設の名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
ちくさ高原総合レクリエーション施設	宍粟市千種町西河内1047番地 218 株式会社ちくさリゾート	令和4年10月1日から 令和14年3月31日まで

第 7 5 号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道路線の変更をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

路線 番号	旧新別	路線名	起 点	延長 (m)
			終 点	
13852	旧	青木16号線	山崎町青木字フタ成1134番 1 地先	347.18
			山崎町青木字堀田1428番 1 地先	
	新		山崎町青木字フタ成1139番 1 地先	351.00
			山崎町青木字堀田1428番 1 地先	

